



新年のご挨拶



社会福祉法人
安城市社会福祉協議会
会長 神谷明文

明けましておめでとうございます。良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は能登半島の大地震で始まり、各地にも水害、地震が発生し、9月にはまたしても能登半島に大水害が起きて大きな被害がありました。また、8月には南海トラフ地震臨時情報が発表され、大地震は起きなかったものの、この地方はいつ大地震が来てもおかしくない状況であることを再確認致しました。明日にも起こるかもしれない災害に向けて、社協の役割であります高齢者、障がい者、児童に対する災害時の避難、支援への備え、物資の備蓄等を一層強力なものにすべく、努めてまいります。

また、近年、全国的に家庭内で家族同様にペットと生活されている方々から、災害時にはペットと一緒に避難したいとの声があり、この課題に対して、ニーズの調査や他の避難者との調整などについて調査研究してまいりたいと思います。

下の写真は、昨年8月に、安城市社協でボランティアバスを仕立て、愛知県の支援担当の石川県珠洲市においてボランティア活動を行ったときのものです。実際に現地を見ますと、非常に過酷な状態です。しかし、あまり報道がされておりませんし、復興予算も不足しています。こういう時こそ、共同募金や義援金、ボランティア活動などにより、市民レベルの力を発揮して支援しなければなりません。時機をみて、再度、ボランティアバスによる活動を行う予定ですので、その際にはご協力頂きますようお願い致します。

本年も社協役員職員一同、地域福祉活動に邁進してまいります。何卒、みなさまのご理解、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

これからも被災地に寄り添った支援を続けます

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」において、安城市社協では、東海北陸ブロックの社会福祉協議会の一員として、被災地支援と現地の社会福祉協議会および災害ボランティアセンター業務支援のため、これまで8名(9回)の職員を石川県珠洲市に派遣しました。

また、令和6年8月11日に、防災ボランティア団体と安城市役所および安城市社協の職員で、珠洲市にて災害ボランティア活動を行いました。

地震発生から1年が経ちましたが、令和6年9月の水害被害も重なり、復興には時間がかかります。ボランティア活動や義援金など、引き続きみなさまのあたたかいご支援をお願いします。



令和6年能登半島地震関連情報はこちら



ボランティアバス事業の報告はこちら



'25 1/1 第190号

特集 成年後見制度の利用をお手伝いします



成年後見制度の利用をお手伝いします

こんなことで
困っていませんか？

金融機関の窓口で…



制度を調べてみたものの…



申立書類を書こうとしたものの…



後見人になったものの…



成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の権利を守る制度です。

すでに判断能力が不十分な状態で利用する『法定後見制度』、判断能力が不十分になることに備える『任意後見制度』があります。

今回は、『法定後見制度』での
安城市後見支援センターの役割を説明します。

安城市後見支援センターでは
次のような相談を受けています。

■ 親族による法定後見制度の利用を検討している人

- ・ 後見人等の業務について知りたい
- ・ 申立書類の書き方が分からない
- ・ 申立書類の作成を手伝ってほしいなど

■ 親族の後見人等になった人

- ・ 後見人等の業務で迷うことがある
- ・ 家庭裁判所に提出する書類を確認してほしいなど

- 問い合わせ先 くらしサポート課 生活相談係
(安城市後見支援センター)
- 電 話 77-0284
- 住 所 安城市赤松町大北78番地4
(社会福祉会館内)
- 開 館 日 火曜日～土曜日(日・月・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※ 1月1日(水)～1月4日(土)は休館

2月の相談窓口

名 称	ボランティア相談	弁護士・司法書士による後見制度市民相談
日 時	毎週(火)～(土) 午前9時～正午、午後1時～5時 ※2/11を除く	2月8日(土)・26日(水) 午後1時30分～3時
場 所	社会福祉会館	社会福祉会館
対 象	ボランティア活動してみたい人・依頼したい人、団体	市内在住で後見制度の利用を検討している人
予 約	不要(電話での相談も可)	期間⇒相談日の前々日まで(要予約・先着2組) 受付⇒午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ	安城市ボランティアセンター ☎77-2945	生活相談係 ☎77-0284

Q. 法定後見制度の申立は誰ができますか？

A. 申立ができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族などです。
4親等内の親族とは、“いとこ”や“甥姪の子ども”までです。

Q. 申立書類はどんなものが必要ですか？

A. 申立人が作成や取得するものと、医師などに記入を依頼するものがあります。

●申立人が作成や取得するもの

- ・申立書 ・戸籍や住民票
- ・親族に関する書類(親族意向確認書など)
- ・財産に関する書類(財産目録、収支計算書など)
- ・登記されていないことの証明書 など

●医師などに記入を依頼するもの

- ・診断書(医師に記入を依頼)
- ・本人情報シート(ケアマネジャーなどに記入を依頼)



名古屋家庭裁判所の
ウェブサイトで申立書類を
ダウンロードできます。

Q. どんな費用がかかりますか？

A. 申立のときと、後見人等が選任された後も、それぞれ費用がかかります。

●申立のとき

- ・収入印紙代 ・診断書作成費用
- ・郵便切手代 ・戸籍や住民票などの取得費用

●後見人等が選任された後

- ・後見人等への報酬 ※報酬額は資産や活動状況により、
家庭裁判所が決定します。

◎費用に対する助成

安城市には、申立や後見人等への報酬に対する
費用の助成制度があります。

利用にあたり、世帯の年収や資産の
要件があります。詳細は、安城市の
ウェブサイトでご確認ください。



～ハートンからのお知らせ～



成年後見制度講演会

～弁護士に学ぶ成年後見のいろは～を開催します！

成年後見制度に精通した弁護士から、制度の基本的なこと
から実例を交えながら分かりやすくお話ししていただきます。

認知症の人のご家族、障がいのある人のご家族をはじめ、
どなたでもお気軽にお申し込みください。

日 1月25日(土) 午前10時～11時30分

場 社会福祉会館 講座室

講 本多朱里氏(碧総合法律事務所勤務)

定 50名(先着順)

申 1月23日(木)締切

社会福祉会館窓口、電話、メールにて受付

問 生活相談係 ☎77-0284

メールアドレス：

seikatsu-soudan@syakyo.city.anjo.aichi.jp

2月の相談窓口

名 称	心配ごと相談	障害者更生相談
日 時	毎週(火)～(土) 午後1時30分～4時 ※2/11を除く	2月13日(木) 午後1時～4時(毎月第2木曜日)
場 所	総合福祉センター	総合福祉センター
対 象	市内在住の人	市内在住の身体障がいのある人・知的障がいのある人および介護者
予 約	不要(電話での相談も可)	期間⇒相談日の前々日まで(要予約・先着6名) 受付⇒午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ	地域福祉係(総合福祉センター内) ☎77-7889	総合福祉センター ☎77-7888



日 期間・日時 場 場所 内 内容 調 講師・指導 対 対象・資格 定 定員・募集人数 ￥ 費用・受講料など
持 持ち物 申 申込方法など 問 問い合わせ 他 その他 ※「対」どなたでも 定 特になし ￥ 無料」の場合は記載を省略

令和6年度テーマ型募金 募金受付中 【目標額20万円】 ～災害ボランティアセンターの備品をそろえて、もしもに備えたい!～

テーマ型募金とは、緊急的に解決すべき特定の地域課題や、そのための活動を募金テーマとして掲げ、1月から3月までの期間で取り組む募金活動です。集まった募金は、掲げたテーマ活動に活用します。

今年度は、安城市社協が中心となり運営する「災害ボランティアセンター」の備品や資機材を、平時のうちから揃え、有事に備えることができるよう、テーマ型募金を受け付けています。

募金は、社会福祉会館および市内福祉センター窓口、募金箱のほか、中央共同募金会のウェブサイトからも募金ができます。

募金目標額は20万円です。みなさまからの温かいご支援をよろしくお願いします。

問 安城市共同募金委員会
(企画財務係内)
☎77-2941



手話奉仕員養成講座



聴覚障がいのある人の生活や抱えている課題などを学び、手話で日常会話ができることを目指します。

日 令和7年4月26日～令和8年3月7日の毎週土曜日(5月3日、8月9日、10月4日、12月27日、1月3日を除く) 全39回 午後6時30分～8時30分

場 総合福祉センター

対 市内在住・在勤・講座の未経験者

定 20名(申込多数の場合は抽選)

￥ 参加費は無料。ただし、テキスト代(4,290円)および動画視聴(1,760円)の負担有

申 2月1日(土)～3月1日(土)

午前9時から午後4時までに社会福祉会館窓口にて受付(日・月・祝日を除く)

問 障がい支援係 ☎77-3121

新生活応援祝金 贈呈事業



赤い羽根共同募金を財源に、入学・卒業により新たな生活に入る、ひとり親家庭などのお子さんに祝金(6千円)を贈呈します。

対 安城市遺児手当受給世帯(令和7年2月分を受給予定)で、令和7年3月に小学校・中学校卒業、4月に小学校に新入学する児童

※申請がない場合は贈呈できませんのでご注意ください。

申 1月15日(水)～2月8日(土)
(窓口または郵送)

※最終日午後5時までに必要書類を窓口にお持ちください。郵送の場合は、2月8日消印有効です。

申請に必要なもの

①所定の申請書

②通帳の表紙裏の写し

(申請書裏面にのり付け)

※申請書は、社会福祉会館および市内福祉センター窓口で配布のほか、安城市社協ウェブサイトからもダウンロードできます。

※募金状況により、内容が変更になることがあります。

問 〒446-0046

安城市赤松町大北78番地4 事業係

☎77-2941(日・月・祝日を除く)

Instagramでボランティア活動のPRをしてみよう!



Instagramの基本的な使い方を学び、ボランティア活動のPRをしてみませんか?

日 2月8日(土)

2月22日(土)

いずれも午前10時から正午まで
※どちらの日も内容は同じとなります。両日参加可。

場 社会福祉会館 講座室

講 (特非)コミュニティサポーターほっぷ

対 ボランティア活動をしている人、始めようとしている人

定 各回15名(先着順)

持 タブレット・スマートフォンのいずれか(通信契約しているもの)

※可能であれば、講座までにInstagramアプリをインストールしてください。

申 1月7日(火)から1月25日(土)まで社会福祉会館窓口、電話、FAX、メールにて受付。

問 安城市ボランティアセンター

☎77-2945

FAX 73-0437

メールアドレス:

syakyovola@syakyo.city.

anjo.aichi.jp

ご寄付いただきました

みなさまのあたたかいご支援・ご協力にお礼申し上げます。
(R6.10月分受付順/敬称略)

■善意銀行／福祉基金

安城市消費生活学校▷北部福祉センター利用者▷森永製菓(株)中京工場▷さるびあダンス▷西三商業(協組)▷安城商店▷安城市身体障害者福祉協会▷安城市町内会長連絡協議会▷安城市民生委員児童委員協議会▷国際ソロプチミスト安城▷安城市福祉まつり実行委員会▷(公社)安城市シルバー人材センター▷(株)クリエイティブ中央解体土木▷荻原秋男▷西部福祉センター利用者▷作野公民館利用者▷大川内聖子▷総合福祉センター利用者▷山下公史▷中村富士子▷ふれあいダンス▷匿名

■令和6年能登半島地震災害義援金 防災ボランティアのぞみ▷匿名

■令和6年9月能登半島大雨災害義援金

高松豊▷(株)碧香園▷匿名

介護者のつどい

日 時	場 所	
2月7日(金) 午前10時～11時30分	桜井福祉センター	多目的室4 ☎99-7365
2月8日(土) 午後1時30分～3時	北部福祉センター	ホール ☎97-5000
2月18日(火) 午後1時30分～3時	明祥福祉センター	集会室 ☎92-3641
介護者おしゃべりサロン		
2月1日(土) 午後1時30分～4時	社会福祉会館	会議室 ☎77-7888